三　オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、権利行使価格と適切な先物価格の差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	［略］
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	［略］
［略］	［略］

2・3　［略］

（取引先リスク相当額の算出）

第九条　［略］

2　［略］

3　リスク・ウェイトは、次の表に掲げる取引先の区分に応じて、同表に定める率とする。

［略］	［略］

（注1）　［略］

（注2）　適格格付を付与された者とは、本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第十九号の適格格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。

（注3）～（注6）　［略］

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき	相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	［略］
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	［略］
［略］	［略］

2・3　［略］

（取引先リスク相当額の算出）

第九条　［略］

2　［略］

3　リスク・ウェイトは、次の表に掲げる取引先の区分に応じて、同表に定める率とする。

［略］	［略］

（注1）　［略］

（注2）　適格格付を付与された者とは、本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五十四号の適格格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。

（注3）～（注6）　［略］

4　［略］